

第7回 個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会
議事録

日 時：令和6年12月18日（水）13：00～15：00

場 所：霞ヶ関ナレッジスクエア、ハイブリッド会議

出席者：

（1）構成員及び関係団体（敬称略、五十音順）

構成員：宍戸構成員、清水構成員、中川構成員、長田構成員、森構成員、山本構成員、
若目田構成員

関係団体：新経済連盟、全国消費者団体連絡会、全国消費生活相談員協会、日本IT団体連
盟、日本経済団体連合会

（2）個人情報保護委員会

佐脇事務局長、小川審議官、大槻審議官、香月参事官、吉屋参事官、片岡政策立
案参事官、芦田企画官、他

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまより「個人情報保護法のいわゆる
3年ごと見直しに関する検討会」第7回を開催させていただきます。

今回も会場とオンライン参加を併せたハイブリッド開催としております。

本日は、主婦連合会は御欠席でございます。

開会に先立ちまして、事務局より資料の確認をさせていただきます。

本日は、資料1、資料2に加えて、参考資料が四つございますので、御確認をお願いい
たします。

なお、第2回から第6回検討会における主な御意見については、参考資料2にまとめて
おります。

本日は資料を投影しながら議事を進行いたします。

傍聴の皆様におかれましては、会議URLと併せて資料を掲載しているホームページのURL
もお送りしておりますので、そちらから御参照いただいても結構でございます。

なお、会議中、オンライン参加の構成員及び関係団体の皆様におかれましては、会議シ
ステムの都合上、大変恐縮ですけれども、御発言時以外はマイクをオフにいただきま
すよう、お願いいたします。

カメラについては、常時オンでお願いできればと思います。

御発言を希望される際には、現地出席の方におかれましては、挙手をお願いいたします。

オンライン参加の方におかれましては、挙手ボタンではなく、事前にチャット欄に御発
言したい旨を書き込んでいただくよう、お願いいたします。それらを見まして、座長より
発言者を御指名する形で進めさせていただきます。

御発言に当たっては、お名前を冒頭に言及いただきますよう、お願いいたします。

そのほか、オンライン参加の方々におかれましては、何かございましたら、チャット機能で随時事務局に御連絡をいただければと存じます。

それでは、以後の進行は清水座長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○清水座長　ありがとうございます。

皆様方、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に移ります。

本日の議事の大きな流れとしまして、議事2「現行制度と検討の方向性について」、資料を御説明した上で意見交換を行えればと考えております。

まず資料1ですが、前回の第6回検討会において、課徴金制度について事務局より制度案の全体像を示した上で御議論いただきました。前回の議論の中で、例えば課徴金に該当する行為に加え、該当しない行為の具体例を例示すべきといった御意見があったことも踏まえ、前回の事務局資料を更新した内容となっております。

次に、前回にこれまでの議論において提起された主な論点とそれに関連した御意見、それを踏まえた報告書の骨子をお示ししております。資料2は事務局が作成しました報告書（案）となっております。こちらについても御議論いただければと思います。

ぜひ、本日の会合におきましても、構成員、関係団体の皆様の相互の意見交換の機会を充実して確保いただけるように、議事の進行に御協力いただけましたら幸いでございます。

それでは、議事2に移ります。まず、資料1に基づいて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局　ありがとうございます。

それでは、資料1に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、今回の資料の建付けでございますけれども、座長からも御紹介がございましたけれども、前回の会合でお示した資料を修正する形の資料としてございます。修正点につきましては赤字としてございまして、こちらを中心に御説明させていただければと思います。

それでは、5ページ目に飛んでいただければと思います。

違法な第三者提供等関係の対象行為のところのスライドでございますけれども、まず上の青い枠の中、違法な収益と書いてございます。こちらは前回の会合で中川構成員から御指摘いただいたところで、もともと不当利得としていたものについて、表現ぶりをこちらに変えさせていただいたものとなります。こちらにつきましては、この資料の中で複数登場してございますけれども、同じ趣旨の修正でございます。

また、ページ下のところ、小さな字の※印になってございますけれども、例えばとあるとおり、ある大学からの求めに応じて、自社に勤務する当該大学の卒業生の名簿を、あらかじめ本人の同意を得ずに無償で当該大学に提供した場合等は、課徴金納付命令の対象とはならないというものを提起させていただいております。こちらはIT連から御指摘いただ

いたものと認識しておりまして、対象行為に当たる例に加えて、該当しない例についても追記すべきではないかというコメントを頂戴したと認識しておりまして、こちらに対する対応となっているものでございます。

続きまして、6ページ目でございます。

こちらの表ですけれども、真ん中の第31条のところ、1行加えておりまして、こちらについて赤字で追記をさせていただいております。こちらは森構成員から御指摘をいただいたところで、緊急命令の対象条文というところで、より適切な形で表現すべきではないかということでございましたので、こちらで追記したものとなります。

続きまして、11ページ目まで飛んでいただければと思います。

具体例のところに書いてございますけれども、IT連から御指摘いただいたところで、具体的に当たらない例というところについて御指摘いただいたものについて、例3をまず追加しているところが一つでございます。

また、次の12ページ目でございますけれども、具体例でおそれが生じた例についても記載すべきではないかと御指摘いただいたと認識してございまして、例1から例6にございますとおり、それぞれ各条文に違反した場合として想定されるものをお示ししているものでございます。

若干ページが飛びますけれども、続きまして19ページ目まで飛んでいただければと思います。

一つ目の矢羽根の「さらに」と書いてあるところですが、追記しているところがございしますが、さらに、違反行為をより実効的に抑止する観点から、当該財産的利益の全額を上回る金額を課徴金額とすることも考えられるがどうかというところでございます、中川構成員から、抑止との関係でこういった形の記載が必要ではないかという御指摘をいただいたものと認識してございます。

また、同じ趣旨として二つ目の矢羽根ですが、実際に生じた金銭的利得を一定程度上回る金額を課徴金額として、例で御紹介しているものを追記してございます。

続きまして、24ページ目まで飛んでいただければと思います。

漏えい等・安全管理措置義務違反に関するところの対象事態のスライドとなつてございます。IT連から御指摘いただいたところと認識しておりますけれども、安全管理措置義務違反も緊急命令の対象となっているということについて、そういうことであればちゃんと明記すべきであるという御指摘をいただいたと認識してございますので、こちらを追記したものといたします。

続きまして、26ページ目でございます。

二つ目の矢羽根を赤くしてございますけれども、新経連からの御指摘であったと認識しておりますが、違反事業者が安全管理措置義務違反を防止するための相当な注意を著しく怠っていないかという形でお示しをさせていただいたわけですが、これでも基準としては必ずしも明確ではないのではないかという御意見があったということ。また、事業

の規模であるとか性質等も十分に考慮した上での判断が考えられるのではないかということについての御意見等を踏まえたものとなります。

続きまして、27ページ目でございます。

同じく主観的要素に関するところでございますが、こちらもちろ直行っているとはいえない例というところで、IT連から御指摘いただいたものと認識しておりますけれども、例1と例2を追記したものでございます。

30ページ目でございます。

権利利益の侵害の要件のところでございますが、趣旨としては先ほどの第三者提供等と同じところでございますけれども、それぞれ侵害されるおそれが生じたとはいえない例、生じた例ということで、それぞれ例をお示ししているものでございまして、主な追記で言うと、直ちにいけない例の例3のところ、今後利用する予定がなく、数日後に廃棄する予定だった個人データが滅失又は毀損した場合、また、下のおそれが生じた例ということで、例を追記しているところでございます。

32ページ目が追記の最後のところとなりますけれども、下二つのところでございますが、新経連、IT連にそれぞれ御意見いただいたものと認識してございますけれども、まず下から二つ目の矢羽根ですが、この考え方について言うと、違反事業者の事業活動全体の売上額を基礎として課徴金額を算定する点について、妥当性を慎重に検討すべきという御意見があったということ。また、二つ目、一番下の矢羽根ですけれども、違反行為をした期間についてですが、安全管理措置義務違反があったと認められる日を始点とする場合、その期間が極めて長期間となるということ。そのため、算定された課徴金も相当程度高額になるということがあるのではないか。こういった御意見を頂戴したと認識してございますので、算定に当たって、算定率の水準とも関係するところかとは思いますが、期間を置いて、期間に限定することも含めた丁寧な検討が必要ではないかということを追記させていただいたものとなっているところでございます。

以上、若干駆け足でございますけれども、資料の説明は以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

前回の御指摘を踏まえて資料を更新したということでございます。

ただいまの説明につきまして、もし御質問等がございましたらお願いしたいと思います。

新経連、片岡様、お願いします。

○新経済連盟 新経済連盟の片岡です。資料の中身自体への質問でもいいということですね。分かりました。御説明ありがとうございます。

幾つか確認と質問をさせていただきたいのですが、まず5ページのところで、不当利得を違法な収益に変えたというのと、赤字のところを追記していただいていると思います。前回、左側と右側の間、ギャップが結構あって、埋まっていないというお話をして、そこはまだ埋まっていないと思っているのですが、そのため確認したいのが、右側の一つ目、類型①の右側に、違法に販売する行為、違法に販売する行為、違法に公開し、というのが

あります。この違法というのは修飾語っぽく使われていますが、左側に書いてあるとおり、第27条第1項の規定に反して販売する行為、つまり、本人の同意を得ずに第三者に販売した場合という、違法にというのに特別な意味はないと認識していいのかを確認したいというのがまず一つ目。

それから、11ページと12ページに事例を幾つか追加いただいていると思うのですが、これも前回、私がフィロソフィーというような話をしましたが、中身をよく見ると、データの中身に着目しているのかなと。例えば12ページの例1だと、データの中身に着目しているのかなと思いますし、2番目だと、結果として利用されたかどうかに着目しているのかなということが推察されますし、例3はメルクマールが分からないというか、詐欺的な商品の広告というところに着目するのか、いろいろな観点で着目点があるように思われまして、こういった着目点は表に出ている考え方なのか、個人情報における個人の権利利益の侵害の考え方として何か表に出ているようなものがあるのかというのを伺いしたいと思います。

まずは以上です。

○清水座長 それでは、2点御質問いただいておりますが、事務局のほう、よろしいでしょうか。まず5ページのほうですかね。

○香月参事官 御質問ありがとうございます。

事務局参事官の香月です。

まず1点目、5ページの違法にという言葉についてでございますけれども、ここで違法にと表現した理由は、第三者提供の場合に同意を得るとというのが原則となっておりますけれども、例えば生命、身体又は財産の例外ですとか、委託によるようなケースですとか、そうした同意に必ずしもよらない提供ということが条文上予定されておりますので、そうした適法化の条項に当たらないという意味で、違法にという言葉を用いております。

それから、二つ目の御指摘についてでございます。11ページ、12ページですが、これは片岡さんがおっしゃるとおり、データの中身ですとか、利用の態様ですとか、そういったようなことで記載しているところでございます。これは結局のところ、第27条ですと第三者提供という形の利用について規律をしておりますし、不適正利用であれば利用そのものですし、不正取得であれば取得の態様、それから目的外利用でしたら目的に沿った形で使っているかどうかという観点でそれぞれ規律がございまして、それに合わせた形で例示をしていくとこのような形になったということでございます。

○清水座長 よろしゅうございますか。

○新経済連盟 一つ目は、特に違法にということで、第27条第1項に違反してという以外の意味はないということで捉えました。

二つ目も、今まで出てきたものを類型化してみたらこんな形になったということで、多分そこを貫く考え方をいかに今後明確化していくかということが重要になってくるのかなという感じがいたしました。恐らく今までの執行事例とかを基にしているのだとは思いの

ですけれども、何しろ勧告・命令が少ないので、実績を基にそういった考え方が明確になっていないというのが個人情報法の課題だと思っています。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、森構成員、お願いします。

○森構成員 ありがとうございます。

御説明ありがとうございます。修正していただいて、さらに具体的に変わったと思いますし、明確にもなったと思います。

意見ですけれども、30枚目のスライドですが、権利利益が侵害されるおそれがない場合ということで、具体例として、侵害される具体的なおそれが直ちにありとはいえない場合として、以下の場合が考えられるということで、例3を追記していただいていて、今後利用する予定がなく、数日後に廃棄する予定だった個人データが滅失又は毀損ということなのですけれども、当該事業者にとっての利用の価値という意味では、それが限りなく無くなっているということだと思えるのですが、それと権利利益の侵害のおそれというのはちょっと違う話ではないかと思っていまして、もう使わないというものであったとしても、外に出れば権利利益の侵害が生じる。これは滅失又は毀損だからいいんだよということなのかもしれませんけれども、そうであれば外に出ていないということをはっきりしていただきたいといえますか、申し上げたいのは、利用する予定がなくなって廃棄する予定だったからといって、権利利益の侵害に直結するわけではない。単に滅失又は毀損していて漏えいしていないということと、今後利用する予定がないということとは別ですので、もしかしたらそういうふう意識してお書きいただいたほうがいいかなと思いました。滅失又は毀損であって全く漏えいしていない場合には、権利利益の侵害のおそれがないという言い方はできるかと思いますが、今後利用する予定がなくて、廃棄する予定であったということは、あまり権利利益の侵害には関係ないのかなと感じました。

それから、32ページのスライドをお願いします。実は今回の修正分ではないのですけれども、矢羽根の3番目ですが、太字になっているところ、下線部です。安全管理措置義務の履行を怠る動機を失わせるのに十分であり、かつ積極的な損失を与えない水準の課徴金額を賦課する観点からとありますけれども、積極的な損失を与えない水準と言ってしまうとマイナスにはならないという意味になってしまいますので、そうだとしますとそれを確保するということは、いかにも威嚇として、制裁としての効力を限定することになるのかなと思いますので、積極的な損失を与えないというような表現ではなく、過大な損失を与えない、せいぜいそのぐらいにさせていただくのがいいのではないかと思います。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

2点ございましたけれども、事務局のほうからよろしいですか。

○香月参事官 ありがとうございます。

一つ目の点につきましては、森構成員がおっしゃったとおり、漏えいしていないというところも併せて考えて、侵害がないということで、ここで例示をさせていただいております。表現ぶりについては、御指摘を踏まえて今後留意したいと思います。

また、二つ目の点につきましても、御意見として承りました。引き続き検討してまいりたいと思います。

○清水座長 森構成員、よろしゅうございますでしょうか。

○森構成員 はい。

○清水座長 ほかにはございませんでしょうか。

それでは、全相協の坪田様、お願いします。

○全国消費生活相談員協会 全国消費生活相談員協会の坪田です。

御説明どうもありがとうございました。

経済団体さんから具体的な例を示してほしいということでお書きいただきまして、私どもとしましても、とても分かりやすい状況になりました。

おそれが生じた場合について示していただいています、どういう形になるかはまだ分からないですが、これをガイドラインとかいろいろな形で、今後お示しいただく。消費者としても、個人情報非常に問題になっているし、不安ではあるけれども、何が本当は問題であるかということが明確ではなく、その中で、不安を訴える形での個人情報の相談をしている状況がありますので、こういった形で示していただくことによって、消費者に対してもある種啓発、周知ということにもつながると思っております。

ただ、例示の列挙ということでは、常につきまとうことでございますけれども、そこに限定してしまつて、今後、デジタル化がさらに進んだ中で、いろいろ問題が起こってくると思いますので、その辺りも検討した上で、今後分かりやすい例示を示していただければと思います。

また、経済団体さんにおかれましては、取り組んでいらっしゃる中で不安が多いということは伺っておりまして、それはそうであろうということは十分理解しております。その中で、今回のような例示を示していただいたのであれば、ある程度そのことについては不安が払拭されたのであるか、それともまだまだ払拭されていないのか、その辺りのところもお伺いしたいと思います。

以上です。

○清水座長 ありがとうございました。

前半の部分は御意見ということで承れればと思うのですが、この例示でどうでしょうかということなのですが、経済団体様のほうから何かございますでしょうか。

それでは、新経連、片岡様、お願いします。

○新経済連盟 新経済連盟としては、先ほど申し上げたとおり、例示をすると、結局どこに着目しているのかというのをどう見いだすかというのが重要でして、拝見すると結構着

目点がいろいろあるので、着眼点をいかに明確化するかということが重要で、今の時点ではそこはまだ明確でないと考えておりますし、今のところ例えば類型①で言っても、類型①で示されているものは、要するに同意に不備がある状態で提供してしまったということが対象ですということにしかありませんので、課徴金ということを考えたときに、その中でも具体的にこういった態様のものを課徴金の対象として考えるべきなのかという点については、まだはっきりしていないと考えておりますし、それは最初から申し上げており、どういう場合に課徴金をかけると効果的なのかということから考えて検討すべきなのかなと思っております。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

IT連、別所様、お願いします。

○日本IT団体連盟 例示はありがとうございます。

片岡さんのおっしゃったこととかぶるのですけれども、例示を挙げていただいたことは非常によかったと思っています。先ほどの森構成員の御指摘の例3のところとかもそうなのですけれども、漏えいと安全管理措置義務違反なので、漏えいが伴うのか、そうではないのかというところが、これだけだとちょっとはつきりしにくいというところもあって、漏えいを伴うケースなのか、そうではないケースで安全管理措置義務違反を問われるような権利侵害がされる具体的なおそれがあるようなケースがあるのかというところも少し書き分けていただくことと、メルクマールが分からないので、こういう内容のデータだったらデータそのものに関しておそれが生じるものがありますと。あるいは、使われる対応のところを評価して、おそれが生じるものがありますと。そういうものを少し区分して書いていただけると、もう少し分かりやすくなるのではないかなと思います。

よろしくお願いします。

○清水座長 ありがとうございます。御意見として承りたいと思います。

事務局何かございますか。

○香月参事官 御指摘ありがとうございます。

今後検討を深めていく上で、御指摘を踏まえて考えていきたいと思っております。

○清水座長 ほかになければ、次に進ませていただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

よろしいようでしたら、続きまして、資料2に基づきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、資料2に基づきまして御説明してまいりたいと思います。

こちらは先ほど座長から御紹介がございましたとおり、検討会の報告書（案）でございます。

最初に全体的なところをお話しできればと思いますけれども、全体の構成につきまして

は、前回の検討会において骨子としてお示ししたものをベースに目次を組んでいる形になってございます。

それぞれの文章ですけれども、事務局がお示しした資料であるとかファクト的なものにつきましては、いわゆる本文の形でお示しをした上で、その後、検討会でいただいた御意見につきましては、矢羽根の形でそれぞれお示ししているものとなります。

私の説明につきましては、概略的な形で御説明させていただければと思いますので、本文について御説明させていただいた上で、それぞれ各論点について矢羽根で御意見いただいていることは認識しているという前提でお話しできればと考えているところでございます。

それぞれ順番に御説明できればと思いますけれども、まず「はじめに」ということで、5 ページ目に行ければと思います。こちらにつきましては、3 年ごと見直しの開始のところから今回の検討に至る流れを時系列に沿って御説明しているものとなっております。

「1 開催の背景」からずっと見ていただきますと、例えば「イ 中間整理の発表と検討会の開始」を御覧いただきますと、3 段落目のところになりますけれども、中間整理の中で、「事業者、個人それぞれに与える影響が大きく、今後とも一層の意見集約作業が必要だと考えられる」論点について、課徴金と団体による差止請求制度、被害回復制度、その他ということで検討事項としたということでございまして、これを踏まえてこの検討会が7月31日から始まったというところでございました。

また、「2 検討に影響を与える事項」でございすけれども、9月4日に当委員会から意見募集の結果と今後の検討の進め方を公表したところでございまして、今後の進め方につきましては、6 ページ目にそのスライドを引用してございすけれども、こちらの中で、この検討会で扱っている課徴金、それから団体による差止請求制度、被害回復制度とそれ以外の論点についての全体的な図式をお示ししたという形になっているところかと思えます。

それを踏まえてということになりますけれども、6 ページ目から7 ページ目にかけて、「一方」というところから御覧いただきますと、「より包括的なテーマや個人情報保護政策全般」の議論についても、この検討会で扱っている論点のような個別の論点に与える影響ということもございすので、包括的な議論の状況についても検討会にフィードバックしながら、並行して検討を進めることとされたところでございました。

7 ページ目のイと書いてあるところですが、いわゆる視点という形で略称で御説明しておりますけれども、①で書いてございすところ、当委員会において10月16日に「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」と「今後の検討の進め方」を決定して公表したところでございました。

こういったことを検討していく中で、②に書いてございすけれども、事務局によるヒアリングの概要というところでまとめております。こちらの詳細な内容は、昨日の委員会において報告をしたものでございまして、本日も参考資料にお付けしておりますので、適

宜御参照いただければと思いますけれども、この検討会の報告書の中でエッセンスということで書かせていただいております。

事務局において行ったヒアリングですけれども、11月～12月の間に有識者11名、経済団体・消費者団体等17団体からヒアリングを行ったところでございまして、この結果を報告・公表したものでございますけれども、ヒアリングにおきましては、個人情報そのものであるとか委員会の基本的な在り方も含めて、（１）から（７）にあるような様々な視点からの御指摘をいただいたところでございます。

そういったことを踏まえて、「また」からある文章、（１）法の保護法益と書いてあるところから（４）の官民を通じたデータ利活用などについての視点・視座が得られたということで理解しているところでございます。

今後、法の見直しとか運用について、こういった視点・視座を考慮して、幅広いステークホルダーの御意見を踏まえながら、必要な対応について検討していくことが重要とされたというところでございました。

８ページ目ですけれども、「ウ フィードバックの状況とそれに対する意見」でございまして、この検討会との関係では、第２回目の会合において、先ほど御紹介しましたとおり、今後の検討の進め方について御報告をさせていただいたところでございますし、「また」と書いてあるところですが、第５回会合について、先ほど御紹介した視点、今後の検討の進め方についての報告をさせていただいたところでございます。こちらについても様々な御意見をそれぞれの会合でいただいたものと認識をしております。

９ページ目からは「第２ 課徴金制度」でございます。

最初の９ページ目と10ページ目の１行目については、これまでの検討の経緯を平成27年の改正法のところからずっと遡って簡単に御説明しているものとなります。

10ページ目ですけれども、まず「１ 検討に係る前提条件」でございます。

（１）立法事実でございます。この検討会でも多数議論があったところと認識しておりますけれども、本文につきましては、最初の段落の後半ですけれども、命令違反に対する罰則等が規定されているものの、違反事業者が勧告、命令等を受けた後に違反行為を中止すれば、当該罰則の適用もなく、違反事業者が違反行為から得た経済的利得をそのまま保持することも可能というところで御紹介しているところでございます。こういった観点から、いろいろと御議論いただいた結果が10ページ目から11ページ目の矢羽根に書いてあるところでございます。

11ページ目は「（２）適正なデータ利活用への影響」でございます。こういった議論をするに当たって、どのような違反行為を課徴金納付命令による抑止の対象とするかということを検討するときには、最初の段落の真ん中辺りにございますけれども、適正なデータ利活用が悪影響を与えるおそれがないように、対象範囲を明確に限定するような制度設計を行う必要がある。そのため、どのような行為が違法であるかということをする限りあらかじめ明確化して示すとともに、周知啓発、運用も含め十分な配慮をすること等によっ

て、透明性、予見可能性を高めることが必要であるということで、お示しをさせていただいたところでございます。こちらについても様々な御意見を頂戴したと認識してございます。

12ページ目でございます。「（３）国内他法令における課徴金制度との関係」でございます。こちらは国内の他法令の状況を御紹介するものとなりますけれども、まず法令のレベルで申し上げますと、独禁法、スマホソフトウェア競争促進法、金商法、公認会計士法、景表法、薬機法、こういったところで導入されているということ。

また、二つ目の段落でございますけれども、執行の状況として、例えば昨年度におきましては独禁法16件、金商法22件、景表法12件の課徴金納付命令の実績があったところでございます。

その次の段落ですけれども、個情法との関係で親和性がないかといったことの御議論を御紹介するものでございまして、こちらについての様々な御意見も矢羽根で御紹介するものとなります。

12ページ目からは外国制度との関係でございます。

13ページ目の表、スライドを貼り付けているものを御覧いただいたほうがよろしいかと思っておりますけれども、各国においてこういった形の制裁金制度が導入されている状況があるということについて御紹介をしたところでございました。

また、14ページ目ですけれども、こういったデータ利活用の国際競争力との関係で、IMDのデジタル競争力ランキングの数値等も御紹介したところでございますので、こういったところも含めてお示ししているものとなっているところでございます。

15ページ目でございます。ここからが制度の具体的な内容に関する議論のまとめでございます。こちらについては大きく三つ軸を分けておりまして、対象の範囲、算定の方法、その他の事項、大きくこの三つの区分でまとめております。

最初ですけれども、（１）といたしまして「課徴金納付命令の対象となる範囲」でございます。こちらについて限定をするということの考え方でございますけれども、（１）の２段落目を御覧いただければと思いますが、四つ観点をお示したところでございまして、対象行為を限定すること、違反行為者の主観的要素により限定すること、個人の権利利益が侵害された場合等に限定すること、最後ですけれども、大規模な違反行為が行われた場合等に限定することでございます。

また、対象行為につきましては、大きく、違法な第三者提供に係る規制等への違反行為と、漏えい等・安全管理措置に係る規制への違反行為といった形で分類をしたことで提案をさせていただいておりまして、それぞれ第一～第四の限定を当てはめることについての検討をしたというところでございます。

16ページ目の参考と書いてあるところ、本日の資料にお付けしているところとも重なりますけれども、結果的にこのような形のイメージですということをお示したものをスライドとしてお付けしております。

16ページ目、アと書いてあるところからが違法な第三者提供等関連の論点になります。

まず対象行為の限定でございます。こちらにつきましては、この段落冒頭からでございますけれども、深刻な個人の権利利益の侵害につながる可能性が高く、緊急命令の対象となっている重要な規制に違反する行為類型を対象とすること、さらに国内外において現実に発生しており、かつ剥奪すべき違法な収益が観念できるものに限定するという形でお示しをさせていただいたところでございました。

こちらにつきましては、類型を1～4に限定した形で対象行為としてお示ししたものでございまして、類型1が、法第27条第1項の規定に違反する個人データの提供をして、その提供又は提供をやめることの対価として、金銭その他の財産上の利益を得ること。類型2としては、法第19条の不適正な利用の禁止に違反する個人情報の利用をして、その利用又は利用をやめることの対価として、金銭その他の財産上の利益を得ること。類型の三つ目は、法第18条の利用目的による制限に違反する個人情報の取扱いをして、取扱い又は取扱いをやめることの対価として、金銭その他の財産上の利益を得ること。最後、ページをまたがりますけれども、法第20条の適正な取得の規定に違反して取得した個人情報の利用をして、その利用又は利用をやめることの対価として、金銭その他の財産上の利益を得ること。こういった御提案をさせていただいたところでございました。

大きな条文の構造につきましては、18ページ目の上にスライドを貼り付けているものを御参照いただければと思います。

18ページ目、「②主観的要素により限定すること」でございます。こちらにつきましては、改めての御説明でございすけれども、適切な注意を事業者が尽くしていた場合についても、課徴金の免除の対象とすると、制度自体が過剰な規制となるということ、あるいは事業者において違法な取扱いか否かを確認するインセンティブが失われてしまうことによって、かえって制度の目的が阻害されてしまうのではないかとというところでもございました。他法令につきましては見たときには、景表法、公認会計士法において、主観的要素による対象の限定ということがあるということがございました。

こういった観点から、違反行為を防止するための相当の注意を行っていない場合か否かによって、対象を限定することが考えられるということ②の三つ目のパラグラフでお示しさせていただいたということでございました。

18ページ目から19ページ目のところですが、三つ目、個人の権利利益が侵害された場合等に限定することでございます。こちらも是正すべき違反行為はあるものの権利利益が侵害される具体的なおそれがない場合まで対象とした場合となりますけれども、先ほどと重なりますが、過剰な規制となるおそれがあること、また、対象が広範になって、より抑止の必要性の高い違反行為について、十分な行政のリソースを用いた事件処理ができなくなってしまうということが指摘されていたところでございます。他法令を見た場合には、薬機法、公認会計士法において、国内他法令を考慮したと見られる例があるということでございます。

こういった観点から、課徴金納付命令の対象につきまして、個人の権利利益が侵害され、又は侵害される具体的なおそれが生じた場合に限定することが考えられるというところで、お示しをさせていただいたところでございます。

こういったことで具体的な事案で言うと、事例1から事例3のような形で運用されるのではないかとということで、お示しをさせていただいたところでございました。

続きまして、19ページ目から20ページ目にまたがるところでございますけれども、「④大規模な違反行為等に限定すること（裾切り）」のお話をさせていただいたところでございます。

趣旨としては重なるところでございますけれども、限られた行政リソースの下で、より必要性の高い事案に関する監督権限の行使を行う必要があるというところでございまして、他法令におきましても規模基準を設けている例が見られるところでございます。20ページ目の「そこで」と書いてあるパラグラフから御覧いただければと思いますけれども、大規模な違反行為に限定するというところでございまして、例えば個人情報法の中で行政機関が保有する個人情報ファイルの本人の数が1,000人未満の場合において、個人情報ファイル簿の作成・公表義務の対象外とされていること等を参考に、違反行為に係る本人の数について1,000人を基準として課徴金納付命令の対象に限定することが考えられるのではないかとということでございます。

20ページ目の下半分、イと書いてあるところですが、ここから漏えい等・安全管理措置義務違反に関するところでございます。こちらについても、柱書きに書いてございますけれども、深刻な個人の権利利益の侵害につながる可能性が高いため緊急命令の対象となつてございますので、課徴金納付命令の対象とすることが考えられるのではないかとということでございます。

「①対象行為（事態）を限定すること・大規模な違反行為等に限定すること」でございまして、趣旨としては、先ほどの第三者提供等と重なるところでございますけれども、国内他法令を踏まえて、21ページ目に行っていただければと思いますけれども、抑止の必要性が高い大規模事案に対象を限定するという観点から、安全管理措置義務違反に起因して大規模な個人データの漏えい等が発生した場合に限定することが考えられるのではないかとということでございます。

こちらにつきましては、具体的なところで申し上げますと、現行の省令で漏えい等の報告義務が発生するところを、漏えい等が発生した個人データに係る本人の数が1,000人というのを基準として、課徴金納付命令の対象を限定してはどうかということでお示しをさせていただいたところでございました。

続きまして、21ページ目の「②主観的要素により限定すること」でございます。こちらにつきましても趣旨としては先ほどと重なるところでございますけれども、安全管理措置義務違反について申し上げますと、個人情報取扱事業者であれば、その事業の態様とかデータの利用目的等にかかわらずすべからく適用されるものであること、また、積極的な作為

がなくても違反する可能性がある義務であるというところでございますので、こういった観点からすると、違反事業者が安全管理措置義務違反を防止するための相当な注意を著しく怠っていない場合まで対象とすることは過剰な規制となるおそれが指摘されたところでございます。相当の注意ということを基準としている例につきましては、公認会計士法があるということも確認されているところでございます。

こういったことも考慮いたしまして、「そこで」と書いてあるパラグラフから御覧いただければと思いますけれども、個人情報取扱事業者が安全管理措置義務違反を防止するための相当の注意を著しく怠っていないか否かについて言及してはどうかということで、お示しをさせていただいたところでございます。

また、22ページ目につきましては、先ほどの資料1でも御紹介があったところとも重なりますけれども、基準として必ずしも明確ではないのではないかと御指摘もあったかと思ひますし、事業の規模や性質等も十分に考慮した上で判断することが考えられるのではないかとこのところでございます。

中小規模事業者についても御紹介しておりますけれども、中小規模事業者が円滑に安全管理措置義務を履行しているような手法も示されているところでございますし、漏えいとも関係してまいりますけれども、委員会としまして、サイバーセキュリティ関係省庁であるとか関係機関とも連携を深めて対応していくことが重要ではないかということも書かせていただいているところでございます。

また、個人の権利利益が侵害された場合に限定することというところになりますけれども、22ページ目の下になります、個人の権利利益が侵害され、又は侵害される具体的なおそれが生じた場合に限定することが考えられるというところでございます。

23ページ目ですけれども、こういった議論を踏まえて、仮に課徴金を導入する場合には、基本的な考え方を明らかにした上で、対象となる、あるいは対象とならない具体例等について、充実した形で示していくことが必要であるということも書かせていただいているところでございます。

23ページ目、「（２）算定方法」でございます。

まず違法な第三者提供等関連でございますけれども、こちらにつきましては、検討会でも御紹介をしたことと重なりますけれども、まず違反行為から違反事業者が得る経済的利益そのものが違法な収益ではないかということでございます。

全額を課徴金額としている例というところで、国内他法令でも独禁法、公認会計士法、金商法等があるというところでございます。

こういったことを考慮いたしまして、違反事業者が違反行為又は違反行為により取得した個人情報の利用に関して、財産的利益の全額を課徴金額とすることが考えられるのではないかと。あるいは、違反行為をより実効的に抑止する観点から、当該財産的利益の全額を上回る金額を課徴金額とすることも考えられるのではないかとこのところでございます。

24ページ目が、「イ 漏えい等・安全管理措置義務違反関連」でございます。こちらに

つきましては、適切な安全管理措置を講じなかったことによって、最初の段落の真ん中辺にありますけれども、本来負担すべきコストの支出を免れるという利益を得ているという考え方もあること。また、コストが削減されることによって、商品・役務の低価格化が実現されて、価格優位に立つことで取引数量の増加による利益の増加という例もあるのではないかという考え方がございます。

こちらの算定方法の考え方につきましては、2段落目でございますけれども、本来負担すべきであったコストと実際に支出したコストの差額であるとか、利益の増額に着目するという考え方もありますけれども、こういった算定方法は行政処分迅速性、機動性を損ないかねないという考え方もあるかと思えます。

こういったことを踏まえまして、その次の段落の下の方に参りますけれども、売上額に一定の算定率を乗じることによる課徴金の額を算定することも考えられるのではないかと考えてございます。

なお、国内他法令も、独禁法、景表法、薬機法、スマホソフトウェア競争促進法等において同様の考え方が示されているものがございました。

25ページ目でございますけれども、「ウ その他」でございます。共通的に該当する事項でございます。

まず「①自主的報告に係る減算規定」でございます。第三者提供規制違反とか安全管理措置義務違反、本人が認識し得ないところで行われ得るものであり発覚しにくいことがございますので、継続して行われることも多く、こういった形で長期間この状態が継続するおそれがあるというところがございますので、違反行為を早期に発見して対処することが重要であるというところであります。

そこで、これに対して自ら対処するインセンティブを与える観点から、自主的報告をした違反行為者に対する減算規定を設けることによって、違反行為の早期発見であるとかコンプライアンス体制の構築のインセンティブを与えることができるのではないかと考えてございます。

他法令でも、景表法、薬機法、26ページ目に参りますけれども、こちらでそういった例があるということでございました。

26ページ目、「②繰り返し違反に係る加算規定」でございます。繰り返す事業者につきましては、課徴金を納付してもなお違反行為を行うインセンティブが生じるほどの利得を得ているというところでもございますので、こういったことについて加算をすることが考えられるのではないかと考えてございます。

そこで、例えば課徴金対象行為に係る事件について報告徴収又は立入検査が行われた日等から遡って10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある者に対して、通常の場合の課徴金の1.5倍の課徴金を賦課することが考えられるのではないかと考えてございます。

繰り返し違反の場合の1.5倍の課徴金を賦課するパターンとして、景表法による加算制

度であるとか、独禁法における割増算定率の規定があるということが御紹介されているところでございます。

26ページ目、「③企業による返金措置と課徴金制度の関係」でございます。他法令の御紹介になりますけれども、独禁法におきましては、損害賠償制度との併置は問題ないとされているということ、また、損害賠償によって経済的利得が失われた場合においても、課徴金額の算定においては特段考慮されないということがございます。

景表法におきましては、違反行為を抑止するとともに、被害回復を促進するという双方の目的を達成するという観点から、事業者が所定の手続に沿って被害者への返金措置を実施した場合において、課徴金を命じないという仕組みがあるところでございます。

27ページ目の下のほうでございますけれども、「こうした点を踏まえ」というところからになりますけれども、返金の相手方が個人情報につきましては違反行為に係る個人情報の本人でない場合があること、また、景品表示法における減額規定の運用実態であるとか、他法令の制度の状況を踏まえていく必要があるのではないかとということを書かせていただいております。

27ページ目の下の「（３）その他」でございます。

まず「①除斥期間」でございます。違反行為が終了しているにもかかわらず、その後課徴金を課されるリスクが半永久的に継続する事態が生じてしまうことを回避して、法的安定性を確保するという観点から、除斥期間ということで、違反行為が終了してから行政庁が措置を採れるまでの期間を設定することが考えられるのではないかとということでございます。

こちらにつきまして、28ページ目、字が小さい表でございますけれども、他法令における除斥期間を紹介しております。

28ページ目、「②行政裁量」でございます。国内他法令につきましては、「なお」と書いてあるところがございますけれども、基本的に一定の要件を満たす場合に、法定の算定方法によって画一的・機械的に算定される課徴金額を義務的に賦課する制度でございます。例外的というところで申し上げますと、公認会計士法、薬機法におきまして、一定の要件を満たす場合に限って、行政庁の裁量によって課徴金納付を命じないことができることとされていることが紹介されております。

「③適正手続」は、こういった形で当然課徴金を課す場合でございますけれども、違反事業者の権利保護のための適正手続の確保が必要ではないかということ。

「④課徴金制度の実効性」については、検討会の議論の中で、海外事業者とか所在不明事業者に十分対応ができないのではないかとということで、こちらについての意見を紹介したものでございます。

課徴金に関するものは以上でございます。29ページ目から「第３ 団体による差止請求制度及び被害回復制度」でございます。

ここから30ページ目までは、本検討会における検討に至る流れでございます。第３の

最初のパラグラフでは、相談ダイヤルに関するものであるとかを御紹介しておりますし、下のところにつきましては、個人情報法の構造というところで、個人情報取扱事業者が大量の個人情報を取り扱うことが多いということであるとか、このようなパラグラフから御覧いただければ、こういった個人の権利利益の侵害については、事後的な救済が困難であるということが多いだろうということから、被害の発生・拡大を未然に防止すべく、適切な対応が必要ではないかということを記載させていただいております。

29ページ目から、「現行法の下において」というところについては、個人が持つ権利ということで、利用停止等請求、次の30ページ目に参りまして、損害賠償請求等があるものの、こういったものが違反行為全体の停止であるとか、予防が請求できないということ踏まえると、不特定多数の個人に生じ得る同種の回復困難な被害の発生まで防止できるものではないということ。あるいは、訴訟費用等を理由に請求を断念せざるを得ない場合も多いだろうということを紹介しております。

また、次の段落は、当委員会の状況になりますけれども、当然、委員会について、指導・助言、勧告・命令といった権限はございますので、これを適切に行使して、被害発生を防止することは可能ではあるものの、体制面、人的資源等にも限界があるということがあるというところがございますので、「こうした」というところからになりますけれども、適切に権利救済を受ける手段を多様化し、より確実に救済を受けられる環境を整えていくことは重要ではないかということで御紹介させていただいているところでございます。

30ページ目の下半分からは内容の話になってまいりますけれども、まず「検討に係る前提条件」でございます。まず、消費者団体訴訟制度の紹介というところですが、「差止請求」と「被害回復」とはどういったものを記載させていただいているところでございまして、まず（１）で30ページ目の下から次のページで、適格消費者団体の現状、他法令の運用を御紹介させていただいているところでございます。

31ページ目を御覧いただきますと、差止請求につきましては、制度が運用開始されてから昨年度末まで966件行われて、うち差止請求の訴訟に至ったものは85件に留まっているということ。また、差止請求については、法律の規定によって、書面による事前請求を行わなければならないということを御紹介させていただいております。

スライドは被害回復に関するものですが、制度が始まってから8件提起されているということを御紹介させていただいております。

32ページ目が「認定個人情報保護団体等との関係」でございます。まず①として「認定個人情報保護団体制度との関係」でございまして、認定個人情報保護団体制度の概要であるとか、適格消費者団体の位置付けをそれぞれ紹介しているものとなっております。

33ページ目を御覧いただければと思いますけれども、認定団体、適格消費者団体については、真ん中のところですが、いずれも個人（消費者）と事業者とのコミュニケーションを支援して、データの利用の確保を通じた個人情報の取扱い等に関する信頼の醸成の確保を促進する機能が期待することができるというところでございます。仮に適格消費

者団体を差止請求の主体として位置付けた場合、こういったものにおいて個人と事業者との間の実効的なコミュニケーションが行われることも期待できると考えられる一方、認定団体は引き続き事業者の実質的取組を支援することにより、信頼の醸成を担うことが期待されるのではないかということを記載させていただいています。

「②相談ダイヤル等との関係」はこの検討会において相談ダイヤル等との関係について議論があったところでございますので、この御意見を紹介していることになります。

33ページ目下から「2 想定される制度」ということで、具体的な制度に関する議論をこちらで紹介しております。

まず全般的事項でございますけれども、適格消費者団体が様々な苦情、相談を受けているということを御紹介した上で、34ページ目ですけれども、消費者から適格消費者団体に対して寄せられた個人情報の取扱いに関する情報提供の例ということで、三つほど例を挙げさせていただいているものとなっております。

34ページ目の下、②が差止請求制度になりますけれども、ここでは個人情報保護法の差止請求権を適格消費者団体自身の権利として付与することが考えられるのではないかといいこと。この場合において、違反行為によって個人の権利利益が侵害されるおそれが高い利用停止等請求の対象条文に係る違反行為を、差止請求の対象とすることが考えられるのではないかといいことをお示しさせていただいております。こちらについて、35ページ目が対象条文のマトリクスということで、検討会でも御紹介したものととなります。

36ページ目、「具体的には」と書いてあるところから具体的な事例ということで、法第27条第1項関係の第三者提供のところ、法第19条の適正利用に関するもの、法第20条の不正取得に関するもの、それぞれこういった事例を対象とすることが考えられるのではないかといいことで、いろいろと提案をさせていただいたところとなります。

36ページ目、なお以下のところにつきまして、事務局において適格消費者団体から差止請求制度について意見を聴取したもののについての内容についての御紹介を簡単にさせていただいております、約款に関する相談が多いところでございますけれども、こういった形で個人情報法の観点から精査することになれば、見えていなかった問題も見えてくるのではないかといいことであるとか、あるいは、実際にこれが差止請求に至った場合においては、是正に向けた視点が必要ではないかといいこと。あるいは、こういった請求権が与えられた場合においては、事業者と消費者団体、消費者との関係性に変化をもたらすということで、事業者が真摯に対応せざるを得ないのではないかといいこと。あるいは、最後のところですが、こういった仕組みということは市場を健全に保つ効果があつて、優良な事業者にとってもメリットがあるのではないかといいことも御意見として紹介したところでございます。

36ページ目から37ページ目にかけてが被害回復制度でございます。37ページ目を御覧いただければと思いますけれども、消費者裁判手続特例法の令和4年改正によって、一定のものが慰謝料の対象として追加されたわけですが、個人情報の漏えい等が発生した

場合の慰謝料請求等につきましては、下に書いてある要件の①を満たすとしても、②の口のほう、事業者の故意によって生じたものに該当しないことから、被害回復請求にならない場合が多いのではないかとということで、御紹介させていただいたところでございます。こちらについて、矢羽根に書いてあるような御意見が示されたということで、御紹介しております。

「この点に関連して」という下から二つ目のパラグラフになりますけれども、中間整理におきましては、こういった被害回復制度について見たときに、個人情報の漏えいになったものは損害賠償請求が極端な少額大量被害事案となるということ、具体的な過去の裁判例等を見ますと、認容被害額は数千円から数万円程度であるということ、また、立証上の問題があるということが課題として考えられるということで、こういったところについても留意が必要ではないかということでお示しをさせていただいているところでございます。

37ページ目の最後、体制整備をその他のところで書いてございますけれども、こういった形で新たな役割を担うことになった場合に、体制面の支援が必要であるという意見がございましたので、こういったことについても検討する必要があるだろうというところでございます。38ページ目の「体制面の支援等」というパラグラフでございまして、研修等も含めた人材育成や情報共有等の機会の充実化のための方策も検討することが必要ではないかということで、お示しをさせていただいたところでございます。

38ページ目が最後、「第4 おわりに」でございます。この報告書の内容につきましては、これまでの検討会の議論状況を整理したものと位置付けているところでございます。取りまとめ次第、委員会に御報告をすることが予定されていると認識しております。

また、委員会において、今後、3年ごと見直しについての検討を進めるに当たっては、特に課徴金、団体による差止請求制度、被害回復制度に関する方向性については、この報告書の内容を考慮した上で検討を進めていくことが期待されるのではないかとということ。また、この検討会におきましては、3年ごと見直しの進め方であるとか包括的なテーマ、個人情報保護政策全般の検討状況についても報告があったということも踏まえ、消費者と事業者との間のコミュニケーションの促進、個人と業界・事業者の間のトラスト、信頼の強化の重要性、サイバー攻撃の実情や業界の現状も踏まえた安全管理措置の基準の充実、委員会における執行体制の強化の必要性等の議論も行われたということでございますので、こういった論点につきましても、今後の個人情報保護政策の推進において考慮されることが期待されるとまとめさせていただいているところでございます。

あとは構成員等の名簿、開催状況等の参考資料でございます。

説明は以上でございます。

○清水座長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして御意見いただきたいと思いますが、まずは本日御欠席の主婦連合会より事前に御意見を頂戴しておりますので、まずはそちらを紹介させていただきます。

報告書（案）について。

本検討会では、課徴金制度、団体による差止請求制度及び被害回復制度について議論が行われました。

課徴金制度については、違反行為の抑止のため、また違法な利得が違反行為者の下に残らないために導入すべきです。意図的に悪質な違反行為を行うような事業者に対して課徴金を課す制度は、法令を遵守する事業者にとっても望ましいはずです。データ利活用が日本より進んでいる諸外国において既に導入している制度であり、日本が今後データ利活用を推進するためにも、世界標準の規律を整備すべきと考えます。

団体による差止請求制度及び被害回復制度については、個人の権利利益を侵害する個人情報情報の取扱いに対する抑止力を強化し、個人に生じた被害の回復の実効性を高めるために導入すべきです。プライバシーの侵害や差別的取扱いにつながるなど深刻な事例もあり、個人によって違反行為を止めさせることができる手段を整備し、個人の被害回復の実効性を高めるために必要な制度です。

報告書（案）は、議論の前提や関連情報、出された意見を丁寧にまとめていると考えますが、今回見直しの方向性を明瞭には打ち出せなかった点は残念に思います。今後、本報告書（案）に記載された想定される制度を基に、個人情報保護委員会において具体的な制度導入に向けた検討がなされることを求めます。

以上です。

ありがとうございます。

そうしましたら、御意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

森構成員、お願いします。

○森構成員 ありがとうございます。

御説明ありがとうございました。大変な御作業だったと思いますが、良いものにしていただいたと思います。

その前提で幾つかありまして、24ページですけれども、漏えい等・安全管理措置義務違反関連のところなのですが、先ほど申し上げた課徴金のところと同じなのですが、ページの一番下を出していただいてよろしいですか。24ページの矢羽根ではない本文の下から8行目、積極的な損失とあります。先ほど申し上げたのと同じように、積極的な損失の心配をすべきではなく、過大なというようなことではないかと思ひます。

それから、2点目は差止請求なのですけれども、34ページぐらいをお願いいたします。私の意見として書いていただいたのだと思ひます。矢羽根のどこかに入れていただひたいと思ひますけれども、35ページかな。差止請求については、義務規定を限定する必要はないということは重ねて申し上げておこうと思ひます。これは課徴金とは違ひということなのです。

それから、3点目として、37ページをお願いいたします。被害回復のほうなのですけれ

ども、矢羽根の一番下にある、直近の消費者裁判手続特例法改正によってできることがあるはずで、まずは推移を見守るべきということなのですけれども、被害回復の団体訴訟で典型的に想定されているのは漏えい事案でして、漏えい事案に関しては、直近の改正では対応できない、無力であるということです。むしろ直近の改正によって、個人情報の漏えいのようなケースに対応できないような付加的要件がなぜかくっついているということです。この意見には私は反対でして、直近の改正は無力なので、さらなる改正が必要であると思います。

それから、下のところ、本文です。矢羽根の後、この点に関連して、被害回復制度については、中間整理において「個人情報の漏えいに伴う損害賠償請求は極端な少額大量被害事案となること、立証上の問題があることが課題と考えられることから、更に慎重な検討が必要である」とされた点には留意が必要である、となっているのですけれども、これは確かに中間整理にはそのように書かれていて、そのときにもちょっと違和感があったのですが、多くの検討を経た今となつては、これはちょっと意味が分からないなと思っております。まず、そもそも極端な少額大量被害、どこが分からないかという、さらに慎重な検討、検討に慎重がついているということなのですけれども、そこが分からないということなのですが、少額大量被害事案となることは、積極的に制度化すべきであるということの理由になるものであって、別に慎重になるべき理由にはならないと思います。

それから、立証上の問題があることが課題ということですが、これはそもそも中間整理においても大規模事案においては行政指導、行政処分等が先行することがあるので、委員会と訴訟を担当する適格消費者団体が連携をするというような解決策も書かれていましたので、これも慎重になる理由ではないと思いますので、この部分についてはどういう御趣旨で書かれているのか分からないと思っております。

以上です。

○清水座長　ありがとうございました。

最初のほうの文言の修正あるいは矢羽根の追加のところは、37ページまではよろしいかと思って、今の点は意味が分からないということですが、事務局、お答えいただけますでしょうか。

○香月参事官　ありがとうございます。

この点は、かつて委員会でのヒアリングにおいて適格消費者団体の方からお伺いしたときに、被害回復については、差止請求に比べて、さらに実現するためには課題があるという御指摘をいただいておりますことを踏まえて記載したものでございます。今、森構成員から御指摘いただきまして、更に慎重な、というところが書き過ぎではないかという御意見をいただきましたので、例えば「課題と考えられることから」というところを、「課題を踏まえ検討が必要である」と。ただ、ここは中間整理の記載をそのまま引用してしまっているので変えるのは難しいですが、森構成員にいただいた御意見を矢羽根で追加させていただくことでよろしいでしょうか。

○森構成員 そう言われてしまうと仕方がないのですけれども、慎重な検討が必要と言うと、制度化しないみたいな印象を受けますので、これに関して事業者さんから基本的に懸念されていることというのは濫訴みたいなことだと思っており、どんどん起こるとそれは困るということだと思いますが、他方で、どんどん起こらないということは何となくもう共有されていることではないかと思いますので、制度化しないみたいな話になってしまう、困るなとは思っています。

○香月参事官 承知いたしました。

○清水座長 書きぶりを検討するということで。

○香月参事官 書きぶりを、本文をどうするか、もしくは矢羽根で御意見を追加させていただくか、そこは検討させていただき、また御相談させていただきたいと思います。

○清水座長 宍戸座長代理、お願いします。

○宍戸座長代理 途中で入ってしまってすみません。

今の点ですけれども、恐らく森構成員の御懸念は、37ページで検討会の意見が示された後に中間整理の話があり、言わば前後が逆順になっているところに非常に違和感がある部分だろうと思います。ほかの論点についての記載もそうだと思うのですけれども、中間整理ではこういう点も留意すべきだと書かれていた、その上で、この検討会ではこういう議論をした、こういう意見が示されたと、順番の入れ替えが基本ではないかと思います。

森構成員、いかがですか。

○森構成員 ありがとうございます。

それでもいいのですけれども、わざわざこの部分だけ再度、中間整理を引用していただく必要がそもそもないのではないかなと思っていますので、これについてはむしろ書き下していただいて、少額大量被害事案となることについてどうなのか、立証上の問題があることについてどうなのかということを報告書として書き下していただくのがいいのではないかと思います。

○清水座長 ありがとうございます。

事務局、よろしいですか。

○香月参事官 森構成員、宍戸座長代理の御意見を踏まえて事務局で案を作成し、また改めて御相談させていただきたいと思います。

○清水座長 ほかに御意見。

それでは、全相協の坪田様、お願いします。

○全国消費生活相談員協会 全相協の坪田でございます。

報告書（案）のほうは、どうもありがとうございました。大変だったと思いますが、矢羽根で両論併記していただきまして、ありがとうございます。

今、森構成員のおっしゃったことと同じなのですけれども、適格消費者団体のそもそもの役割というのは、小額大量であり、数千円から数万円程度というわけですが、非常に少ない額で、訴訟とかいろいろなことになじまないところで、どうしたらいいかとい

うことでできた制度と認識しております。

確かに中間整理のときにも書かれていたことではあるのですが、適格消費者団体としては、今すぐこういう制度があったらどうでしょうかと考えますと、やはりなかなか難しいところはあるのかなと思います。

ただし、ここにも書かれておりますが、この制度が始まってから、最初は適格消費者団体の数が少なかったわけですが、徐々に増えて、今は全国的にかなりできていますし、これから立ち上げようと頑張っている団体もある状況です。私どもも適格消費者団体の一つなのですけれども、ホームページを見てお問合せも増えてきております。そのように、こういった制度というのは、すぐにはなかなかというところがありますが、広がっていく中にあると思います。ということであれば、今、デジタル社会で個人情報非常に消費者にとっても関心事になっておりますので、この制度も入れていただくことで、より適格消費者団体の活動というものも幅広く周知して、活用していただくことにもつながると思っております。これまでの適格消費者団体とその長い道のりの中で出た意見ではあると思いますが、今後もこの速度で進めること自体そもそも問題であると思っております。適格消費者団体は地方消費者行政とも連携をして活動していこうということを今やっておりますので、よりそれを積極化する形での後押しになるものではないかとも思っているところです。

以上です。

○清水座長 そうしましたら、森構成員とほぼ同じ御意見ということでよろしゅうございますか。1段下がったような形にはすべきでないということではよろしいですか。

○全国消費生活相談員協会 そうですね。特出しで書いていただくこともないのではないかなというのが意見でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、若目田構成員、お願いします。

○若目田構成員 報告書の取りまとめ、御苦労さまでございました。

個々の書きぶりについてはございませんが、冒頭の部分「検討に影響を与える事項」において、「課徴金、団体による差止請求制度や被害回復制度」の検討に止まらず、「より包括的なテーマや個人情報政策全般」の議論についても並行して実施し、双方がハーモナイズしていくということが示されている点は大変良いと思います。他方、「その他の主要個別論点」に関しましては、多様なステークホルダーとしっかりと対話をしつつ議論していく、と書かれていますが、データ利活用に向けた取組、子供の個人情報の取扱い、生体データの取扱い等など事業者をはじめ関係者の関心が高い論点が含まれているにもかかわらず、対話をしつつ議論していく、という予定の記述に止まっており、この年末までにどのような対話をして、どのような意見があったのかなどの記載がない点に若干物足りなさを感じます。この点に関して、今後どういう形でその他の主要個別論点の検討状況が示されるのかに関してまず教えていただいて、報告書にどれだけ書けるかという点も含めて、

事務局からの御意見をいただきたいと思います。

○清水座長　ありがとうございます。

その他の主要な個別論点、これについての予定でございますね。事務局はいかがでしょうか。

○小川審議官　事務局の小川です。御指摘ありがとうございます。

その他の主要論点につきましても、経済団体の皆様方、また、そのほか関係の企業の方々ともいろいろと御議論を進めさせていただいているところでございます。どういう形で書けばいいのか検討したいと思いますが、これについても並行して議論してきております。また、若目田様からも御指摘いただいたように、検討の充実に向けた視点についてもヒアリングをさせていただいており、その結果についても書かせていただいているということでございます。

○若目田構成員　非常に関心があるところでございますので、進捗が全然ないように見えてしまうのは望ましくないかなという意味も含めて申し上げました。よろしく願います。

○清水座長　ありがとうございます。

それでは、オンラインで御参加いただいております長田構成員、お願いできますでしょうか。

○長田構成員　長田でございます。ありがとうございます。

話を戻してしまっても恐縮なのですが、意見を申し上げておこうと思って申し上げます。

先ほどの森構成員、全相協の坪田さんの御指摘のところなのですが、宍戸座長代理から順番を変えてという御提案をいただいたのですが、もしこのままとしても、この後に、中間整理ではそういう整理がされたけれどもということで、むしろ必要なのだというところを書き込んでいただいて、中間整理の整理を少し覆すという形が分かるように書いていただくのが一番いいのではないかなとは思ったということをお伝えしたいと思いました。

以上です。

○清水座長　ありがとうございます。

その点の書きぶりについては、こちらのほうで検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、IT連、別所様、お願いします。

○日本IT団体連盟　IT連でございます。

幾つかあるので、順番によろしいですか。

最初5ページ目の下のところです。中間整理に関する意見募集結果と今後の検討の進め方のことなのですが、これは単純に最初、順番の問題なのですが、委員会が

実施したと書かれていて、次に、それを踏まえて今後の検討の結果を公表した、の下に意見募集結果が並んでいるので、順番としては、意見が寄せられた、その意見募集ではこういう件数がありました、それを踏まえて委員会がこういうふうにしましたというのが時系列に読みやすいので、それはそういう整理をお願いしたいということが1点目です。

もう1点、関連なのでついでに。課徴金と団体訴訟だとか個人の権利救済のところに件数を書いていたのですけれども、ほかのものについても後ろで若干触れてくることになるので、注意書きでいいので、提出意見のところ、本人同意を要しないデータの利活用等が1,560件ありました、こどもの個人情報等について150件ありました、生体データについて120件ありましたという意見募集の結果概要の件数だけ下に注意書きで書いておいていただければと思います。

これが1点目ですけれども、この点いかがでしょう。

○清水座長 そこまで事務局のほうで回答をお願いできますか。

○小川審議官 事務局の小川でございます。

貴重な御指摘ありがとうございます。

御指摘のとおりでございます。意見募集、そこにこういう件数をいただいて、それを踏まえて今後の進め方という時系列でございますので、そこは整理をしたいと思います。

また、件数についても、この課徴金と団体の差止請求、被害回復制度以外にも多数の御意見をいただいておりますので、件数を記載するということは、注書きなどで検討したいと思います。

ありがとうございます。

○清水座長 続けてください。お願いします。

○日本IT団体連盟 2点目なのですけれども、6ページから7ページ目にかけて、7ページの一番上の文章のところ、「こうした包括的な議論の状況についても必要に応じ検討会にもフィードバックしながら並行して検討を進めることとされた」の部分ですけれども、主語がちょっと分からなくて、どこで誰がこうされたのかが分からないので、委員会の話でいいのですか。「検討会の第2回会合において」と書いてあるのですが、検討会の話でもなさそうなので、検討会にもフィードバックしながらと書いてあるので、どこで誰がされたのかをちゃんと明確にしておいていただいたほうがいいかなと思います。

○清水座長 そうですね。今後の検討の進め方を決議した時点かと思いますので、そこは主語、時点の話でございますね。了解しました。

○日本IT団体連盟 次に8ページ目なのですけれども、ウのフィードバックの状況とそれに対する意見の15行目のところに、「専門的見地から検討が開始されることが確認された」とかとあるのですけれども、多分検討会なので、事務局のほうから説明を受けたと思いますけれども、ここは確認する場ではなくて、説明されたというのが正しいのだと思って、何かここで確認を行っているという事実はないのではないかなと思うので、ここは説明にしたいかと思います。

○清水座長 その点いかがですか。

○小川審議官 御指摘ありがとうございます。

検討会の第5回会合のところの記載でございますか。第5回の会合において、まず事務局から3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点と今後の検討の進め方について報告をされたということが事実関係としてあるのかなと思っております。確認されたということなのか、報告されたのかということで、事務局のほうから御報告したということかなと思っておりますけれども。

○清水座長 その次ではないですか。専門的見地からのところではなかったですか。

○日本IT団体連盟 そうです。

○小川審議官 ですから、専門的見地から検討が開始されますよということを御報告したということだとは思いますので、報告したということでも問題ないかと思っております。

○日本IT団体連盟 よろしく申し上げます。細かいところですみません。

次が11ページのところで、一番上の矢羽根のところで、「課徴金制度の導入は個人に深刻な被害を与える悪質な違反行為の防止にも役立つのではないか。法において課徴金制度が導入されていないことにより、日本が、課徴金制度を有する諸外国よりも悪質な事業者から狙われやすくなると合理的に想定され、このことも十分な立法事実になるべき」という意見がありますので、意見の対比で整理していただいて、分かりやすくなりました。ありがとうございます。

この点について意見を述べていなかったので追記をしていただきたいのですけれども、現在、日本では制裁金は導入されていないが、諸外国よりも悪質な事業者を狙われているという証左はないという事実を入れていただきたいと思っています。そこは矢羽根の追加をお願いできればというのが1点目です。

これは意見として申し述べさせていただくので、追加をいただきたいということです。

○清水座長 そういう事実は把握されていないということでよろしゅうございますか。

○日本IT団体連盟 はい。

○清水座長 分かりました。ありがとうございます。

何かありますか。

○小川審議官 ありがとうございます。

悪質な事業者を狙われやすくなるのか、ならないのかというのは、いろいろな御意見があったかと思われるため、ほかの構成員の方からももし御意見があればお願いします。あるのかないのかを立証するのが難しい部分もあろうかと思えます。悪質な事業者を狙われているという証拠についても、狙われていないという証拠も示すことが難しいということで、この辺り本当はどうなのかははっきり証明できていないような感じもいたします。

○日本IT団体連盟 上のところを消してくれということを言っているわけではなくて、そういう意見があったので、それは証明されていないですよねというのを書いていただければということだけです。

○清水座長 両方証明されていないのかなと思うのですけれども、どういう書き方が可能かですが、何か御意見ありますでしょうか。

○日本IT団体連盟 両方証明されていないのですけれども、両方意見があったのであれば、両方書いておいていただいているのではないかな。

○清水座長 どういう書き方ができるか、検討するということでよろしゅうございますでしょうか。検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○日本IT団体連盟 中川構成員の御質問と絡むのですけれども、11ページの下から3番目の矢羽根のところで、「違法な行為に対する萎縮効果を予防する観点からは、実体的ルール of 明確化が重要である」と書かれていて、中川構成員におっしゃっていただいたことだと思うのです。重要である、のところなのですけれども、実体的ルールの明確化がなされている状態であることが重要であるとおっしゃったのではないかなと思っていて、後からなされれば重要ではなくて、その時点で明確化されているというのが非常に重要だということなので、表現ぶりとして、もし中川構成員の御趣旨と合っているのであれば、その部分を追記していただきたいなというところですよ。

○清水座長 この点、中川構成員、よろしいですか。

○中川構成員 これは萎縮効果の話ですよ。何をすれば違反になるのかという実体的ルールの明確化は、今日まさにあったような具体例が、ガイドラインという形でたくさんあればあるほど萎縮から遠いだろうという意味です。明確化が重要であるというのは、課徴金を導入する前にという意味ではなくて、同時でも全然構わないですし、条文がどうこうというよりも、運用の基準が明らかである、不意打ちがないということだと思いますので、課徴金制度に固有の話ではなくて、実体的ルールをどのように事業者とコミュニケーションを図って、お互いに分かり合ってやっていくかという工夫、実体的ルールの明確化の工夫が必要だということが言いたかったんで、先ほどのIT連盟の別所さんの質問だと、どうですかね。

○日本IT団体連盟 実体的ルールの明確化がいつの時点で図られているのかがこれだけだと分からなかったんで、少なくとも導入前提であれば、導入されている時点では少なくとも明確化が図られている状態にあることが重要だという書きぶりのほうが分かりやすいのかなと思ってお聞きしたのです。

○清水座長 ただ、今の書きぶりで何か問題が。

○中川構成員 私もそれでいいと思うのですけれども、本当は課徴金だけではなくて措置命令についても必要ですよ。その意味では、もう既にそうならなければいけないのだけれども、実体的ルールの明確化は本当にきりのない作業です。どんどん新しい疑問が出てくるものですから、それを常にやっていなければいけない。ここで言いたかったのは、実体的ルールが分かりにくいという問題と、課徴金が必要かどうかという話は違うレベルの問題で、分けて考えましょうということです。課徴金が入ったからといって、実体的ルールは明確でなくていいわけでは全然ないので、これまで以上に実体的ルールは明確化の努

力が必要であるという意味です。だから、明確化が重要であるということなのです。

○日本IT団体連盟 分かりやすいという意味で、今おっしゃったように、これまで以上に実体的ルール of 明確化が重要であるというような形にしていいただければありがたいです。

○中川構成員 それはそれでいいと思います。

○清水座長 よろしゅうございますか。

○日本IT団体連盟 次なのですが、11ページの最後の「意図的に悪質な違反行為を行うような」の一文なのですが、ここではなくて、このページの上のほうの矢羽根に追加ではないかなと。立法事実に関していろいろやり取りをしていたときに、萎縮するのではないかなという御意見もあって、それで述べられたものだと思っているので、この下のところは、適正なデータ利活用への影響のところ特に意味がちょっと違う部分があるので、場所としては上に整理していただいたほうがいいのではないかなと思っています。ここは御検討いただければなと思っています。

○清水座長 繰り返しですが、確認させてください。

11ページの一番下の矢羽根の「意図的に悪質な」ところの文章でございますね。こちらをどちらにという御提案ですか。

○日本IT団体連盟 (1) のほうの矢羽根のどこかに。

○清水座長 検討させていただいてよろしいですか。

○日本IT団体連盟 次が、14ページの矢羽根の4番目、「EUにおいて様々な利活用のための制度が構築されている背景には、GDPRによって保護がしっかり支えられているため、消費者が不安に思うことなく制度を作っていくことができている側面がある」になっているのですけれども、あるのではないかな、だと思っていて、断定ではないのだと思っています。同じような表現が13ページの一番下から2番目の矢羽根にもあるのです。こちらのほうはちゃんと活動しているのではないかな、みたいな形で止められていますので、多分断定ではなくしていただければと思います。

その次が29ページ目になります。第3のところなのです。グラフで示していただいている相談ダイヤルの件数なのですが、「個人が不安感を覚える事例が一定数生じていると考えられる」というものの後に、「なお、苦情は企業側に理がある場合というのが多く含まれているが、その比率は不明である」という説明文を追加いただきたいと思います。このデータに関して質問をさせていただいたとき、第2回検討会になりますけれども、事務局のほうから御説明いただいていた、事業者にとって事情があるケースというのは実は多くて、それも含めて全て苦情に入れているということでもあります。繰り返しになりますが、企業側に理がある場合というのが多く、その比率は分かりませんという説明がされていて、この数字が独り歩きするよりも、ちゃんとこの数字の背景が分かっていたほうがいいので、先ほどちょっと短くしましたが、その説明をここに追記いただきたい。

○清水座長 それは議事録を確認させていただいて、付け加えさせていただくことを検討

したいと思います。

○日本IT団体連盟 最後なのですから、「おわりに」のところなのですが、ここに御参加されている多くの方々の御関心事項でもあると思うのですけれども、最初に議論していただいたときの今後の進め方について、この検討会だけではなくて、この検討会の後の進め方も含めて、皆さん意識して意見を言われていたのだと思います。目次のところに今後の進め方というのが落ちていないので、「おわりに」のところに、本報告書の内容を考慮した上での部分なのですから、本報告書の今後の検討の進め方に対する意見や各制度に関する意見を考慮した上でというふうに、一応進め方に対しての意見がちゃんと出ているというのをもう一度ここに追記で記載をしていただければと思います。

○清水座長 今のところは「第4 おわりに」の中に。

○日本IT団体連盟 最初のパラグラフの最後の部分です。「本報告書の内容を」と書いている部分。

○清水座長 その後に。

○日本IT団体連盟 「本報告書の内容を」の代わりに、「本報告書の今後の検討の進め方に対する意見や各制度に関する意見を考慮した上で」と記載していただきたいなど。

○清水座長 報告書の内容だけではなく、様々な。

○佐脇事務局長 確認をさせていただきますが、「報告書の内容」の表現には、ご指摘の二つの要素が含まれていますが、それを分解して、ここに明示的に二つの要素を分けて書くということですね。承知いたしました。

○日本IT団体連盟 以上です。

ありがとうございました。

○清水座長 ありがとうございました。

今の御指摘について、何か確認しておくことはございますか。事務局よろしいですか。

ありがとうございます。そうしましたらほかにいかがでしょうか。

新経連、片岡様、お願いします。

○新経済連盟 先ほど森構成員が指摘くださったところで、多分これから指摘を受けて追記がされると思うのですが、そのときにこうなりそうなので先んじて言っておこうという感じなのですが、ページで言うと被害回復請求のところ、37ページです。先ほどの森構成員の意見を踏まえて、おそらくここに直近の特例法改正で追加された内容は無力であるという意見があったので、その意見に関することが書かれると思います。実は最後の矢羽根の追加を依頼したのは新経連なのですが、このまま森構成員の意見を追加してしまうと、「できることがある」と、「できないことがある」が併記されて、訳が分からなくなってしまうので、私から申し上げた意見を「現状、消費者裁判手続特例法改正によって、故意又は財産的損害が生じているものについては請求が可能なはず」というふうに変えていただければと思います。もしよろしければ、逆の意見としては、故意がなく財産的損害が発生していないものについても対象とすべきという明確な意見を言っていただいたほうが分

かりやすいのかなと思いました。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

確認ですが、最後の今、印刷されている矢羽根の部分ですね。「直近の」というところの「よってできることがあるはずで」を。

○新経済連盟 故意又は財産的損害が発生している場合があります。

○清水座長 分かりました。それはよろしゅうございますか。

○森構成員 ありがとうございます。

新経連の片岡さんのおっしゃっていただいたことで結構です。

私としては、ほとんどの漏えい事案というのは、故意がなく、かつ財産的被害も生じていない場合で、直近の改正が無力であるということです。今おっしゃっていただいたような感じでやっていただいて結構です。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかに。

それでは、全相協の坪田様、お願いします。

○全国消費生活相談員協会 全相協の坪田です。

37ページで、先ほどのところですがけれども、中川構成員、それから長田構成員がおっしゃったように、私も特にここが目立つような形に読めたので、書きぶりを少し考えていただきたいということで、中間整理をどうのというわけではないということを付け加えて申し上げます。

それから、29ページのところですがけれども、確かに毎年開示に関しては1,000件を超えるなど、個人が不安を覚える例が一定数生じていて、よくよくそれをまた見れば、企業の側にも理があることもあることは当然承知しているところなのですからけれども、こういった国民に広く開かれた相談窓口、個人情報保護委員会であったり、消費生活センターであったりですが、これは国民が何も法制度とか仕組みが分からなくても、不安に思ったり、困った、どうしようと思ったときに相談をするという、無料の迅速・簡易な窓口という機能を持っておりますので、そこに寄せられた生の声というののもかなり重要であって、その国民の生の声に対して、法制度がどう応えていくかというところを今、議論しているところだと思います。企業側に利があったということがどうのということで申し上げているわけではないのですけれども、国民個人が不安に思っているという事実があるということは、しっかり分かるように書き残していただきたいと思います。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

本文はこれでよろしいわけですね。

○全国消費生活相談員協会 そうですね。いろいろ不安を言っているけれども、実は不安ではなくて、企業側に理由があって、消費者の誤解、勘違いだよというような文章になっ

てしまうと、消費者は勉強をもっとしなくてははいけません、消費者頑張りなさいになってしまいますので、今の国民の状況が反映されるような文章にはしていただきたいということでございます。

○清水座長 検討させていただきます。ありがとうございます。

○小川審議官 御指摘ありがとうございます。

全くおっしゃるとおりでございますし、消費生活センターもそうですし、それからこの個人情報相談ダイヤルも、特に法的な専門知識をお持ちではない国民一般の方々を対象にしており、御不安に思ったときに相談したり、苦情を言ったりできるという窓口でございますので、その意義というのがはっきり分かるような形にとは思っております。

貴重な御指摘ありがとうございます。

○清水座長 ありがとうございます。

中川構成員、お願いします。

○中川構成員 最初のほうに森構成員から御指摘のあった24ページの積極的な損失の意味なのですけれども、想像するに、これは安全管理措置をとるのに通常期待される費用と均衡を失しない水準という意味だと理解してよろしいのでしょうか。

○清水座長 それは事務局に対する質問ですか。

○中川構成員 事務局に対する質問です。積極的というのがいろいろな意味に取れてしまうのです。

○清水座長 こちらは先ほど過大な損失を与えない程度にと修正を検討するというお話であったかと思えます。

○中川構成員 そうなのですが、何と比べて過大なのかという意味が曖昧なので、この言葉を検討するに当たってのイメージが何かあると思いますので、その御説明をお願いしたい。

○香月参事官 本来講ずべき安全管理措置を講じないで経費を浮かせたというところに経済的な利得があるのではないか、違法な利得があるのではないかという考え方を議論のベースにしていますので、その額を基準に過大ではないかということを考えていくということだと考えております。

○中川構成員 そうであれば、そのように書かれたほうが良いと思うのです。個別に安全管理措置が幾らかなんてなかなか算定は難しいのですが、ただ、大体このぐらいの企業がこのぐらいでしょうという大ざっぱな額は分かるはずなのです。それ以下でなければいけないとは言わないですけれども、均衡を失していないという意味でその妥当性を見ているのだと思いますので、そういうふうに書き下してもいいのではないかと思ったのですけれども。書き下すと支障があるので、こういう書き方になったのでしょうか。

○香月参事官 この前段で説明させていただいていたのは、先ほど申し上げた額をベースに考えるのですが、ただ、個別の事案ごとに本来かけるべき額が幾らだったかということをも算定していくということは、實際上、行政処分をしていく過程において、かなり機動性・

迅速性が損なわれかねないのではないか。なので、一定のモデルを考えることが必要なのではないか。そのときに、モデルで出される額というのが、当初念頭に置いていた経費を浮かせた分に相当する額がベースになるようなモデルを考えてはどうかということで資料を作成してございまして、そのときに規範としてどういうふうに考えたらいいかということで、安全管理措置義務の履行を怠る動機を失わせるのに十分であり、かつ積極的な損失を与えない水準というものを一つの規範として考えてはどうかということを述べさせていただいたものでございます。

○中川構成員 そうであれば、そのように書けばもっと明確にできるのではないかなと思いました。

○香月参事官 承知しました。ありがとうございます。

○清水座長 記載ぶりを検討させていただくということにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

そうしましたら、今の御議論の状況を踏まえまして、最後、宍戸座長代理にこの報告書案について締めていただきたいと思います。お願いします。

○宍戸座長代理 本当に御意見はよろしいですか。

○清水座長 経団連様、お願いします。

すいません。

○日本経済団体連合会 経団連の小川です。個別の論点については、申し上げることはございませんでしたので、発言を控えておりました。最終回でもございますので、全体について一言申し上げます。

まずは報告書の取りまとめに御尽力いただいた個情委の事務局の皆様、心より感謝いたします。

これまで検討会で申し上げてきた経済界の懸念も含め、バランスを取って、制度導入に対する賛否が両論併記された報告書と認識しております。

報告書の8ページに御記載いただいているとおり、まず我が国のデジタル経済社会の在り方を見据えて全体的な議論を行った上で、現状や課題認識を踏まえて議論を進めていくことが必要であると考えております。

また、繰り返し申し上げた意見を10ページに記載いただいておりますが、経団連としては、依然として立法事実は示されていないものと認識しております。この点、構成員、関係団体間の根本的な距離は埋まっていないのが現状と考えております。検討会での議論が収束せず、結論が得られていない中、政府全体の議論を踏まえることなく、課徴金や団体訴訟等の規制強化について、個人情報保護委員会が先んじて結論を出すことは時期尚早ではないかと考えております。

改めて申し上げますが、Society 5.0 for SDGsの実現には、個人の信頼を前提とした個人データの利活用が不可欠です。デジタル社会における個人の権利利益の保護と利活用に

関する俯瞰的な議論を深める必要があります。

今回、消費者団体の皆様方から、経団連に対する忌憚のない御意見をお伺いできたことは、私どもにとって貴重な学びでした。経団連としては、引き続き、個人の権利利益の保護とデータの利活用のバランスを図りつつ、新たな技術の活用を含めた企業の取組を深化し、個人、消費者、社会との建設的な対話を一層深めてまいりたいと考えております。

引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、オンラインで御参加いただいております山本構成員、挙手いただいております。お願いいたします。

○山本構成員 ありがとうございます。時間があればということだったのですけれども、発言させていただきます。報告書の作成、誠にありがとうございました。

課徴金等につきまして、その適用対象等も明確になってきており、萎縮効果に関する当初の懸念もかなり緩和されてきているのではないかなと思いました。もちろん一定の不確定性というものはあるとしても、それは法におよそ内在する不確定性を超えるものではないと感じております。

1点、立法事実が今も御議論になりましたけれども、報告書でも10ページ辺りで書かれていますが、課徴金制度等の導入について、どこまで具体的な立法事実が求められるのかというのは、そもそも議論の余地があるのではないかとことを申し添えておきたいと思います。一般に憲法学では、表現の自由のような精神的自由への制約と、経済的自由への制約とでは、違憲審査の基準が異なると理解されており、経済的自由への規制につきましては、基本的には立法府の裁量を前提として、緩やかな審査がとられ、そこでは具体的・実質的な立法事実までは求められないという理解もあるのではないかと考えております。

特に課徴金制度の導入というのは、事業者の経済活動を新たに規制しようとするものではなく、既存の規制の実効性を確保するために導入されるものととどまり、仮に経済活動を新たに制約する側面があるとしても、それは萎縮効果に伴う事実上の制約にとどまると考えられます。

今回、その萎縮効果が、課徴金の対象の明確化などによってかなり抑えられてきたとすると、課徴金制度等の導入による経済的自由、経済活動の制約というのは、必ずしも重大なものとは言えず、その導入については結局立法府の裁量が広く認められるのではないかと。だとすると、憲法学の一般的な理解によれば、規制の目的と課徴金制度等の導入との間に少なくとも合理的な関連性があれば足り、合理性・必要性等に関する具体的な事実の提示までは要求されないという見方もあり得るように思います。特に報告書の加筆をお願いするものではありませんけれども、結局、立法事実のあるなしというのが議論において過度に強調されてしまうようにも思いましたので、一言コメントさせていただきました。

以上でございます。ありがとうございます。

○清水座長 ありがとうございました。

もう一団体、消団連様、挙手いただいております。御発言をお願いできますでしょうか。

○全国消費者団体連絡会 全国消団連です。よろしくお願いいたします。

報告書をまとめていただき、ありがとうございます。報告書の中身につきましては異論ございません。

私からは、感想のようなものになってしまいましたが、申し上げたいと思います。

私たち消費者は、事業者を信頼して個人情報を提供しております。利活用につきましてでも否定するものではありませんが、意に沿わない活用や不正な流出はあってはならないことと考えます。

今回の検討会の論点である課徴金と差止請求制度の導入につきましては、真に悪質な事業者を対象としたもので、日頃より漏えい等・安全管理措置義務をきちんと果たされている事業者を萎縮させるものではないと考えております。

この検討会の議論を踏まえ、具体的な制度導入を前向きに進めてほしいと思います。

以上です。

○清水座長 ありがとうございました。

ほかにはよろしゅうございますでしょうか。

そうしましたら、宍戸座長代理、お願いできますでしょうか。

○宍戸座長代理 東京大学の宍戸でございます。

本日も非常に活発な御議論をいただいたと思います。

細かい修文の御提案は今後、事務局、それから座長を私も補佐する形で、これまた適正に対応したいと思いますけれども、1点、IT連盟の別所さんがおっしゃいました意見募集の内容については、第2回検討会に事務局から御提出いただいた資料2の1枚目に意見募集の結果の概要があるので、これを参考資料として付けるということを含めて検討、対応したいと思っております。

それから、今、経団連様、それから山本龍彦構成員の両方から、立法事実をめぐる議論がございました。この立法事実という言葉はかなり多義的でございます、山本構成員がおっしゃったのは、最終的には経済的自由を制限することが憲法違反かどうか、とりわけ裁判所の局面において違憲か合憲かと判断する局面でのお話でもありますし、また、他方で、経団連様含めてこの場で立法事実という言葉があつたときには、むしろデジタル社会においてどういうふうにデータの利活用と保護をバランスよく進めていくかという言わば政策的な妥当性を支える、実質的な法律の受容性あるいは正当性に関わる御議論という側面もあつたかと思えます。なので、ここはあまり立ち入ると大変という感じもするわけですが、今この点に触れましたのは、まさに本検討会において、差し当たり具体的な制度二つを考えながらということにはなるわけですが、個人情報保護政策全般について、かなり真剣な議論が多角的に行われたものと思っております。

また、経団連様が最後におっしゃったことは、今の報告書で申しますと33ページのとこ

ろですね。データの利活用を進めていくためにも、消費者と事業者の間のトラスト、あるいはそれを支える制度へのトラスト、全体としてトラストが必要であるということについて、具体的な制度の当否、あるいはそれを支える事実関係等について議論する中で、ここにたどり着いたということは非常に重要なことではないかと思います。この点は、個人情報保護政策を今後議論していく中で、よくよく関係者が共有する財産として受け止めていくということが大事ではないかなと思ったところです。

本日事務局が出されました報告書（案）については、幾つかの修正を経つつ、基本的にはこの検討会として整理がされたものと私自身は受け止めました。今後、必要な修正などは事務局を通じて行っていただいて、公表するという流れでよろしいのではないかと。そして、それを受け止めてまたさらに様々な御議論がなされるということが大事かなと思っております。

私からは以上でございます。

○清水座長　ありがとうございます。

この報告書（案）なのですけれども、本日いろいろ御議論いただきました。それらを踏まえて、最終的な取りまとめにつきましては座長、座長代理一任ということでお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

お願いいたします。

○新経済連盟　一応変更するものは見せていただけるということですね。

○清水座長　そのようにさせていただきます。

そうしましたら、今し方御議論いただきました報告書につきましては、座長、座長代理の確認の下、もちろん修正の御意見も御確認いただいた後、確定したものを本検討会の報告書とさせていただきたいと思います。その上で、報告書につきましては、年内をめどに個人情報保護委員会に報告をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、最後に今後の予定等につきまして、事務局よりお願いいたします。

○事務局　ありがとうございます。

本日の議事録の案につきまして、事務局において作成の上、構成員及び関係団体の皆様に御確認をいただきまして、確認が取れ次第、委員会ホームページに公表予定としたいと思っています。

報告書（案）の扱い等を含めまして、今後につきまして、座長、座長代理とも十分相談の上、事務局からまた御連絡をさせていただければと思います。

以上でございます。

○清水座長　ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、私のほうから一言御挨拶申し上げたいと思います。

本検討会、第1回会合は7月31日で行われました。随分前のことになってしまいました。そこで委員長が御挨拶させていただきましたように、当委員会では初めての試みとして、一般の方々に傍聴いただく形で、オープンな会議を開催するという形式を取らせてい

いただきました。御参加いただきました構成員、関係団体の方々につきましては、積極的な御議論を展開していただき、まさに当初期待していたとおりの多面的な観点からの御意見を頂戴したことに大変感謝いたします。

また、傍聴していただいた多くの方々にも感謝申し上げます。

楽観的な見方かもしれませんが、先ほども、まだ隔たりは埋まっていないという御指摘をいただきましたけれども、検討会開始当初は真っ向から賛成、反対と非常に隔たりが大きかった論点ではございましたが、議論を重ねていくうちに論点が集約されてきたのではないかと感じているところでございます。そして本日、報告書という形に集約させていただき運びとなり、大変うれしく思っております。

様々な構成員、関係団体の間のコンセンサスはまだまだ見えない状況ではありますけれども、それぞれが置かれているお立場、特に何を心配されているのかということ率直におっしゃってください、その意味で、相互の理解に向けた第一歩になったのであればありがたいと感じております。

また、個人的な感想ではございますけれども、当委員会のこれまでの活動がどのように受け止められてきたのか、また、今後どのような方向に進んでいくべきなのかについて、改めて考える機会を与えてくださったとも感じております。

本検討会は終了いたしますが、この終了は次の新しいステージの始まりにすぎないとも言えるわけです。当委員会は、様々なステークホルダーの方々の支持なくしては存在し得ません。今後、皆様方と対話を継続させていただき、よろしく御指導をお願いしたいと思っております。

短いですが、座長から感謝の気持ちをお伝えさせていただくとともに、クロージングの御挨拶とさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、これで閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。